

スノーモビル等 乗入れ禁止地区図



サロベツ原野地区

利尻礼文サロベツ国立公園内の特別保護地区では、スノーモビルなどによる乗入れが禁止されています。



- 自然環境の優れた地域でのスノーモビル、オフロード車、モーターボートなどの無秩序な使用は、自然環境や動植物の生息・生育環境に悪影響を与えることから、これらの影響を防ぐために、国立公園内の特別保護区域が下の地図のとおり指定されており、スノーモビルなどの使用は禁止されています。
- 乗入れが禁止されるのは、スノーモビル、自動車、オートバイ、重力船（モーターボート等）、飛行機などで、馬などの動物に乗っての乗入れも禁止されます。
- 許可無く特別保護地区に乗入ると、法律により罰せられます。

自然公園の自然環境や動植物を守り、これを将来にわたって保全するようご協力をお願いします。

問い合わせ先

環境省 稚内自然保護官事務所 TEL:0162-33-1100 FAX:0162-33-1101
 環境省 北海道地方環境事務所 〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階 TEL:011-299-1953 FAX:011-736-1234



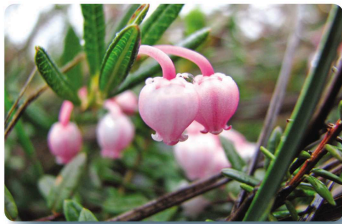
サロベツ原野の酪農



エゾカンゾウ



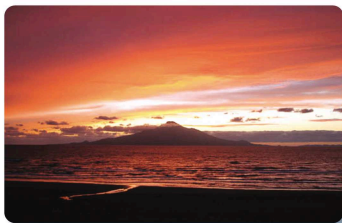
オオヒシクイ



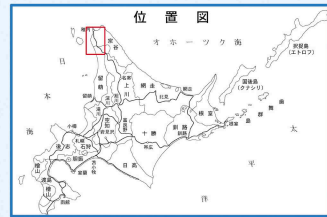
ヒメジャクナゲ



コモチカナヘビ



夕来の夕陽



上サロベツ地区では、湿原の保全・再生の取組が行われています。
 詳しくは、上サロベツ自然再生協議会のホームページをご覧ください。
<http://www.town.toyotomi.hokkaido.jp/>

凡 例	
	特別保護地区 (乗入れ禁止地区)
	国立公園特別地域(陸域)
	国立公園普通地域(海域)

1 : 160,000